

兵庫県立森林大学校生 アルバイト就労基準

アルバイトは、学生が手軽に収入を得る方法として一般的であり、その就労意欲は高いものがある。それだけに、就労状況によっては学業を疎かにしてしまう危険性がある。

就労することは、社会人としての規範を求められるので、常に本大学校生として品位と誇りを持って行動するとともに、学生の本分は勉学であることを自覚して、学業を最優先に考え、就労は必要最小限にとどめるよう心掛けること。

1 アルバイトをする場合の心構え

- (1) 学校規則等や規律時間、学業等に支障のない範囲で行うこと
就労により学業が疎かになることが考慮されることから、学業を最優先に考え、アルバイトは支障のない範囲で行うようにすること。
- (2) 森林大学校生としての品位を保ち、責任ある行動をすること
就労は、社会人としての責任を問われるので、言葉使いや服装に留意し、常に本大学校生として、誠実に責任を果たすよう心掛けること。
- (3) 勤労学生として社会規範等のルールを遵守すること
無断欠勤や遅刻は、雇用者の規範に反する行為であり、必ず就労先との調整や事前連絡を心がけること。
- (4) 就労中、万一事故が発生したときは、学校へ連絡すること。

2 アルバイトをする時の手続き

- (1) アルバイト届を教務課に提出する。
- (2) 教務課の書類審査を経て、届を受理される。
(必要な場合は、就労先の変更や中止等の指導を仰ぐ。)
- (3) 就労開始

3 注意事項

- (1) 禁止職種
(別紙のとおり)
- (2) 許可時間帯
原則、午後 6 時～午後 10 時 00 分 (平日)
午前 8 時～午後 10 時 00 分 (休日・祝日等) の間
- (3) 就労中等の災害・事故の責任について
就労及び通勤途中の災害事故等の発生について、大学校は一切の責任を負わない。就労に関して問題が起きた場合についても、当事者間で解決すること。

4 罰則

以下の就労に関しては、停学を含む罰則を科する場合がある。

- (1) 無届けでの就労
- (2) 禁止職種、許可時間帯に抵触するもの

(別紙)

禁止職種の例示

I 危険を伴うもの

- ① プレス、ボール盤、旋盤、裁断機等自動機械の操作
- ② 高電圧、高圧ガス等危険物の取扱（助手も含む）
- ③ 線路内や交通頻繁な路上での作業（測量、白線引き、交通整理）
- ④ 建築中の現場作業、建物倒壊、残材片付け作業
- ⑤ 警備員その他労働安全衛生法に定める制限職種

II 有害物の取り扱いに係るもの

- ① 毒物、劇物などの取り扱い（メッキ作業、シロアリ駆除等）
- ② 特に高温度・低温度の作業
- ③ 塵埃、粉末、有毒ガス、騒音等の著しい中での作業

III 法律に違反するもの

- ① 労働争議に介入するおそれがあるもの
- ② 営利職業斡旋業者への仲介斡旋
- ③ マルチ・ネズミ講商法に関するもの

IV 教育上好ましくないもの

- ① 不特定多数を対象とした街頭や訪問による調査
- ② 訪問販売、勧誘、専門に行う集金
- ③ 競馬、競輪場等ギャンブル場内の現場作業
- ④ バー、キャバレー、麻雀、パチンコなど風俗営業の現場作業、深夜作業
- ⑤ 選挙の応援に関連する一切の業務
- ⑥ 人命に関わることが予想される業務

V 森林大学校の判断により、好ましくないと判断されるもの